



宮 崎 県 公 報

平成26年10月1日（水曜日）号外 第44号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……（行政経営課） 1
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……（行政経営課） 1	訓 令	○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……（ “ ” ） 8

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>（こども家庭課）</p> <p>第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>児童福祉又は母子寡婦福祉</u>を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設（こども政策課の主管に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>（5）～（10） [略]</p> <p>（11） 女性相談所、きりしま寮、児童相談所、みやざき学園、県立産院、<u>母子福祉センター</u>及び青少年自然の家に関する事。</p> <p>（名称等）</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県薬事審議会</td> <td>薬事法（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県薬事審議会	薬事法（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	[略]	[略]			<p>（こども家庭課）</p> <p>第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>児童、ひとり親家庭又は寡婦の福祉</u>を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設（こども政策課の主管に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>（5）～（10） [略]</p> <p>（11） 女性相談所、きりしま寮、児童相談所、みやざき学園、県立産院、<u>母子・父子福祉センター</u>及び青少年自然の家に関する事。</p> <p>（名称等）</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県薬事審議会</td> <td><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県薬事審議会	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務</u>	[略]	[略]		
名 称	担 任 事 務	主管部課																							
[略]																									
宮崎県薬事審議会	薬事法（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	[略]																							
[略]																									
名 称	担 任 事 務	主管部課																							
[略]																									
宮崎県薬事審議会	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務</u>	[略]																							
[略]																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 262条の表宮崎県薬事審議会の項の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1・1の2 [略] 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による次の事務 (1) 第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び保護の決定に関する <u>こと</u> 。 (2) [略] (3) 第25条第2項の規定による保護の変更に <u>関</u> すること。 (4) 第26条の規定による保護の停止又は廃止に <u>関</u> すること。 (5)・(6) [略] (7) 第28条の規定による調査及び検診に <u>関</u> すること。 (8) 第29条の規定による調査の囑託及び報告の請求に <u>関</u> すること。 (9)・(10) [略] (11)～(17) [略] (18) 第78条の規定による費用の徴収に <u>関</u> すること。 (19)・(20) [略] 2の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による支援給付に <u>関</u> すること。	西臼杵支 庁長	1・1の2 [略] 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による次の事務 (1) 第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理 <u>並びに</u> 保護の決定及びその通知に <u>関</u> すること。 (2) 第24条第8項の規定による通知に <u>関</u> すること。 (3) [略] (4) 第25条第2項の規定による保護の変更に <u>関</u> 決定及びその通知に <u>関</u> すること。 (5) 第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定及びその通知に <u>関</u> すること。 (6)・(7) [略] (8) 第28条第1項の規定による報告の要求及び立入調査に <u>関</u> すること並びに検診を受けるべき旨を命ずること。 (9) 第28条第2項の規定による報告の要求に <u>関</u> すること。 (10) 第28条第5項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に <u>関</u> すること。 (11) 第29条第1項の規定による資料の提供等の請求に <u>関</u> すること。 (12)・(13) [略] (14) 第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に <u>関</u> すること。 (15) 第55条の5の規定による報告の要求に <u>関</u> すること。 (16)～(22) [略] (23) 第78条及び第78条の2の規定による費用等の徴収に <u>関</u> すること。 (24)・(25) [略] 2の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 <u>並びに</u> 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による次の事務 (1) 第14条第4項の規定による支援給付に <u>関</u> すること。 (2) 第15条第3項において準用する第14条第4項の規定による配偶者支援金の支給に <u>関</u> すること。

<p>3 [略]</p> <p>3の2 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第 129号) による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第32条第1項において準用する第13条及び附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>3の3 <u>母子及び寡婦福祉法施行令</u> (昭和39年政令第 224号) による次の事務</p> <p>(1) <u>第11条 (第38条において準用する場合を含む。) の規定による修学資金の貸付金の交付の停止又は貸付金の減額に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第12条 (第38条において準用する場合を含む。) の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けの停止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第19条 (第38条において準用する場合を含む。) の規定による償還金の支払猶予に関すること。</u></p> <p>3の4 <u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令</u> (平成14年政令第 207号) による次の事務</p> <p>(1) <u>附則第4条第1項の規定による特例児童扶養資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>(2) <u>附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第12条の規定による特例児童扶養資金の貸付けの停止に関すること。</u></p> <p>3の5 <u>母子及び寡婦福祉法施行細則</u> (昭和47年宮崎県規則第 7号) による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金又は特例児童扶養資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときの届出の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第9条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金及び特例児童扶養資金の貸付けの停止の通知に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第11条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金、医療・介護資金、生活資金又は特例児童扶養資金の貸付金の増額申請の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第11条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金、医療・介護資金、生活資金又は特例児童扶養資金の貸付金の増額の適否の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第12条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の貸付金の交付の辞退又は貸付金の減額の申出の受理に関すること。</u></p>	<p>3 [略]</p> <p>3の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第 129号) による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第31条の6の規定による父子福祉資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>(3) <u>第32条及び附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>3の3 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u> (昭和47年宮崎県規則第 7号) による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときの届出の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第9条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金の貸付けの停止の通知に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第11条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付金の増額申請の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第11条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付金の増額の適否の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第12条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付金の交付の辞退又は貸付金の減額の申出の受理に関すること。</u></p>
--	---

<p>(12) <u>第14条の2第1項の規定による据置期間の延長申請の受理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第14条の2第2項の規定による据置期間の延長の適否の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>3の6～3の9 [略] 4～19の23 [略] 19の24 <u>宮崎県農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成19年6月28日定め）による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第15条第2項の規定による協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第16条の規定による協議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第17条第1項の規定による協議に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第17条第2項の規定による実施状況の確認に関すること。</u></p> <p>20～64 [略]</p>		<p>(12) <u>第12条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付金の減額の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第15条第1項の規定による償還金の支払猶予の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第15条第3項の規定による償還金の支払猶予の適否の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>3の4～3の7 [略] 4～19の23 [略] 19の24 <u>宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日定め）第17条の規定による実施状況の確認に関すること。</u></p> <p>20～64 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 [略] 1の2 <u>生活保護法による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び保護の決定に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第25条第2項の規定による保護の変更に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第27条第1項の規定による指導及び指示に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>第28条の規定による調査及び検診に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第29条の規定による調査の囑託及び報告の請求に関すること。</u></p> <p>(9)・(10) [略]</p>		<p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 [略] 1の2 <u>生活保護法による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理並びに保護の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第24条第8項の規定による通知に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>第25条第2項の規定による保護の変更の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定及びその通知に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第27条第1項の規定による指導又は指示に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>第28条第1項の規定による報告の要求及び立入調査に関すること並びに検診を受けるべき旨を命ずること。</u></p> <p>(9) <u>第28条第2項の規定による報告の要求に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第28条第5項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第29条第1項の規定による資料の提供等の請求に関すること。</u></p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) <u>第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。</u></p> <p>(15) <u>第55条の5の規定による報告の要求に関すること。</u></p>

<p>(11) [略]</p> <p>(12) 第62条第3項の規定による指定違反に対する保護の変更、停止及び廃止の処分に関すること。</p> <p>(13)～(17) [略]</p> <p>(18) 第78条の規定による費用の徴収に関すること。</p> <p>(19)・(20) [略]</p> <p>1の3 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による支援給付に関すること。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>2の2 <u>母子及び寡婦福祉法による次の事務</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第32条第1項において準用する第13条及び附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>2の3 <u>母子及び寡婦福祉法施行令による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第11条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の貸付金の交付の停止又は貸付金の減額に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第12条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けの停止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第19条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払猶予に関すること。</u></p> <p>2の4 <u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令による次の事務</u></p> <p>(1) <u>附則第4条第1項の規定による特例児童扶養資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>(2) <u>附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第12条の規定による特例児童扶養資金の貸付けの停止に関すること。</u></p> <p>2の5 <u>母子及び寡婦福祉法施行細則による次の事務</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金又は特例児童扶養資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときの届出の受理に関すること。</u></p>	<p>(16) [略]</p> <p>(17) 第62条第3項の規定による指定違反に対する保護の変更、停止又は廃止の処分に関すること。</p> <p>(18)～(22) [略]</p> <p>(23) <u>第78条及び第78条の2の規定による費用等の徴収に関すること。</u></p> <p>(24)・(25) [略]</p> <p>1の3 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第14条第4項の規定による支援給付に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第15条第3項において準用する第14条第4項の規定による配偶者支援金の支給に関すること。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>2の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による次の事務</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第31条の6の規定による父子福祉資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>(3) <u>第32条及び附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>2の3 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則による次の事務</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときの届出の受理に関すること。</u></p>
--	--

	<p>(8) 第9条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金、<u>修業資金及び特例児童扶養資金</u>の貸付けの停止の通知に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 第11条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金、医療・介護資金、生活資金又は特例児童扶養資金</u>の貸付金の増額申請の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 第11条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金、医療・介護資金、生活資金又は特例児童扶養資金</u>の貸付金の増額の適否の決定及びその通知に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 第12条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金</u>の貸付金の交付の辞退又は貸付金の減額の申出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) <u>第14条の2第1項の規定による据置期間の延長申請の受理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(13) <u>第14条の2第2項の規定による据置期間の延長の適否の決定及びその通知に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>2の6～2の9</u> [略] 3～9 [略]</p>		<p>(8) 第9条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、生活資金又は<u>修業資金</u>の貸付けの停止の通知に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 第11条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付金の増額申請の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 第11条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付金の増額の適否の決定及びその通知に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 第12条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付金の交付の辞退又は貸付金の減額の申出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) <u>第12条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付金の減額の決定及びその通知に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(13) <u>第15条第1項の規定による償還金の支払猶予の申請の受理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>第15条第3項の規定による償還金の支払猶予の適否の決定及びその通知に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>2の4～2の7</u> [略] 3～9 [略]</p>
<p>保健所長</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>6 薬事法（昭和35年法律第145号）による次の事務</p> <p>(1) <u>第4条第2項の規定による薬局開設の許可の更新の申請書の受理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(2) 第10条（第38条、第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>第12条第2項の規定による製造販売業の許可の更新の申請書の受理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(4) <u>第13条第3項の規定による製造業の許可の更新の申請書の受理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(5) 第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請書の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請書の受理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(7) 第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は<u>賃貸業</u>の届出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 第69条第1項、第2項及び第3項の規定による立入検査等に関する<u>こと</u>。</p>	<p>保健所長</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）による次の事務</p> <p>(1) 第10条（第38条、第40条第1項及び第2項並びに<u>第40条の7</u>において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は<u>賃貸業</u>の届出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 第69条第1項から第4項までの規定による立入検査等（同項にあっては、<u>第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1</u></p>

	<p>(9)・(10) [略]</p> <p>(11) 第72条の2の規定による<u>当該薬剤師の増員を命ずること。</u></p> <p>6の2 <u>薬事法施行令</u> (昭和36年政令第11号) による次の事務</p> <p>(1) 第2条の規定による<u>総取扱処方せん数の届出の受理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第61条の規定による<u>検定合格証紙による封</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>6の3 <u>薬事法施行細則</u> (昭和36年宮崎県規則第42号) 第13条第1項及び第2項の規定による<u>届出済証の交付及び申請書の受理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>7 <u>毒物及び劇物取締法</u> (昭和25年法律第303号) による次の事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第17条(第22条第4項及び第5項で準用する場合を含む。)の規定による<u>必要な報告の徴収又は当該職員に、立入検査、質問若しくは物件の収去をさせること。</u></p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>7の2 [略]</p> <p>7の3 <u>毒物及び劇物取締法施行規則</u> (昭和26年厚生省令第4号) 第4条第2項の規定による<u>毒物又は劇物の販売業の登録更新申請書の受理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>8～70 [略]</p>		<p>項及び第23条の22第1項の規定による<u>製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものを除く。</u>)に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 第72条の2の規定による<u>業務の体制の整備を命ずること。</u></p> <p>6の2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> (昭和36年政令第11号) による次の事務</p> <p>(1) 第2条の規定による<u>総取扱処方箋数の届出の受理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第61条第2項の規定による<u>検定に合格した医薬品等に係る表示が付されていること</u>の確認に関する<u>こと。</u></p> <p>6の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</u> (昭和36年宮崎県規則第42号) 第12条第1項及び第2項の規定による<u>届出済証の交付及び申請書の受理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>7 <u>毒物及び劇物取締法</u> (昭和25年法律第303号) による次の事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第17条第2項(第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による<u>立入検査等</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>7の2 [略]</p> <p>8～70 [略]</p>
[略]		[略]	
農林振興局長	<p>1～2の29 [略]</p> <p>2の30 <u>宮崎県農地・水保全管理支払交付金交付要綱</u>による次の事務</p> <p>(1) 第15条第2項の規定による<u>協議</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第16条の規定による<u>協議</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第17条第1項の規定による<u>協議</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第17条第2項の規定による<u>実施状況の確認</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>3～26 [略]</p>	農林振興局長	<p>1～2の29 [略]</p> <p>2の30 <u>宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱</u>第17条の規定による<u>実施状況の確認</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>3～26 [略]</p>
[略]		[略]	
家畜保健衛生所長	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>薬事法</u>による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第39条の3第1項の規定による<u>動物用管</u></p>	家畜保健衛生所長	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第39条の3第1項の規定による<u>動物用管</u></p>

<p>理医療機器の販売業又は貸貸業の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第40条第1項において準用する第10条の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸貸業の休廃止等の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第40条第2項において準用する第10条の規定による動物用管理医療機器の販売業又は貸貸業の休廃止等の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第69条第1項、第2項及び第3項の規定による立入検査等に関すること(動物用医薬品、動物用管理医療機器及び動物用高度管理医療機器等に係るものに限る。))。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>5～14 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第40条第1項において準用する第10条の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第40条第2項において準用する第10条の規定による動物用管理医療機器の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第69条第1項から第4項までの規定による立入検査等に関すること(動物用医薬品、動物用管理医療機器、動物用高度管理医療機器、動物用特定保守管理医療機器及び動物用再生医療等製品に係るものに限る。))。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>5～14 [略]</p> <p>[略]</p>
---	---

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

1～7 [略]
8 みやざきフロンティア農地再生事業補助金交付要綱(平成20年4月1日定め)に基づく補助金のうち、農業法人設立促進事業に係る補助金
9 宮崎県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和47年3月10日定め)に基づく補助金のうち、担い手農地集積高度化促進事業(市町村が事業実施主体であるものに限る。)に係る補助金
10 [略]
11 新規就農者農地確保強化対策事業費補助金交付要綱(平成13年8月1日定め)に基づく補助金
12～40 [略]
41 宮崎県優良農地継承・フル活用推進対策事業費補助金交付要綱(平成24年4月6日定め)に基づく補助金のうち、農地利用集積体制整備事業、優良農地フル活用推進事業、集積農地活用整備事業及び営農継続支援モデル事業に係る補助金
42～49 [略]

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

1～7 [略]
8 [略]
9～37 [略]
38 農地中間管理機構支援事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日定め)に基づく補助金のうち、機構集積協力金交付支援事業に係る補助金
39～46 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表保健所長の項第6号から第6号の3までの改正規定及び同表家畜保健衛生所長の項の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成26年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第7号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部長特 定専決 事項	次長特定 専決事項	課長特定専決事項	課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項
---	---------------------------------	------------------	--------------	----------	--

[略]

医療 業務 課				<p>1 <u>准看護師及び診療エ ックス線技師の免許に 関すること（取消しを 除く。）。</u></p> <p>2 <u>医薬品、医薬部外品 、化粧品、医療機器及 び医薬用外毒物劇物の 検査に関すること。</u></p> <p>3 <u>配置販売業（県外に 住所を有する者の配置 販売業に限る。）の許 可の更新に関すること</u> 。</p>	
---------------	--	--	--	--	--

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部長特 定専決 事項	次長特定 専決事項	課長特定専決事項	課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項
---	---------------------------------	------------------	--------------	----------	--

[略]

医療 業務 課				<p>1 <u>保健師助産師看護師 法（昭和23年法律第 2 03号）による次の事務 （1）第 8 条の規定に よる准看護師の免許 に関すること。 （2）第11条の規定に よる准看護師籍に関 すること。</u></p> <p>2 <u>行政事務の簡素合理 化及び整理に関する法 律（昭和58年法律第83 号）附則第 5 条第 6 項 の規定によりなおその 効力を有することとさ れる同法第22条の規定 による改正前の診療放 射線技師及び診療エッ クス線技師法（昭和26 年法律第 226号）によ る次の事務 （1）第 7 条の規定に よる診療エックス線 技師籍に関すること 。</u></p> <p>（2）第 8 条の規定に よる診療エックス線 技師免許証の交付に 関すること。</p> <p>3 <u>医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する 法律（昭和35年法律第 145号）による次の事 務 （1）第24条第 2 項の 規定による医薬品の 販売業（県外に住所 を有する者の配置販 売業に限る。）の許 可の更新に関するこ</u></p>	
---------------	--	--	--	---	--

	<p>4 特定毒物使用者及び特定毒物実地指導員の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>5 配置販売業従事者の身分証明書の交付に関する<u>こと。</u></p>		<p>と。</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による医薬品配置従事者の身分証明書の交付に関する<u>こと</u> (薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条に規定する既存配置販売業者に係るものを含む。)</p> <p>。</p> <p>(3) 第69条第4項の規定による立入検査等(第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>4 薬事法の一部を改正する法律附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第24条第2項の規定による販売業(県外に住所を有する者の配置販売業に限る。)の許可の更新に関する<u>こと。</u></p> <p>5 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第1項第2号及び第4号において知事が行うこととされている毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第17条第1項の規定による製造業者又は輸入業者に係る立入検査等に関する<u>こと。</u></p> <p>6 毒物及び劇物取締法施行令による次の事務(1) 第11条第1号及び第28条第1号ロに</p>
--	---	--	---

<p>すること。 (2)～(4) [略] (5) 第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新に関すること。</p> <p>2～6 [略] [略] 家畜保健衛生所 1 薬事法による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略] (4) 第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可に関すること。 (5) 第39条第4項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新に関すること。</p> <p>(6) 第83条の2の2第1項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関すること。</p> <p>2 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。 (2) 第4条の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。</p> <p>3～7 [略] [略]</p>	<p>すること。 (2)～(4) [略] (5) 第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新に関すること。 (6) 第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。</p> <p>2～6 [略] [略] 家畜保健衛生所 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略] (4) 第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可に関すること。 (5) 第39条第4項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関すること。 (6) 第40条の5第4項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。 (7) 第83条の2の3第1項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関すること。</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）による次の事務</p> <p>(1) 第45条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。 (2) 第46条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。</p> <p>3～7 [略] [略]</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。ただし、別表第3（その2）の改正規定は、公布の日から施行する。